

令和7年7月10日

市政記者クラブ 様

教育委員会人事部

教職員課長 石川・乙部

(TEL 9 7 2 - 3 2 4 1)

教職員研修・採用課担当課長 伴

(TEL 6 8 3 - 6 4 0 1)

教員の任命時における教員免許状に係る情報の確認について

みだしの件について、下記のとおりご報告いたします。

## 記

### 1 本市におけるこれまで（令和7年6月末まで）の対応

○教員採用選考試験において、「官報情報検索ツール」<sup>（別紙参考）</sup>により、児童生徒性暴力等以外の事由によるものも含む教員免許状の失効・取上げの事実がないことの確認を行っていました。

○令和5年4月1日以降、法<sup>※1</sup>にもとづき、教員の任命時に、データベースの活用による確認<sup>※2</sup>が義務づけられましたが、本市においては対応していませんでした。

○なお、正規教員以外の教員（常勤講師・非常勤教諭）については、提出された免許状の写しを確認していました。

※今回、令和5年4月～令和7年6月までの間において任用された者について官報情報検索ツールにより遡及して確認をしました。  
結果、教員免許状の失効・取上げの事実はありませんでした。

- |   |                                                                                        |   |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------|---|
| [ | ※1 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」                                                        | ] |
|   | ※2 「特定免許状失効者等データベース」 <sup>（別紙参考）</sup> の活用により、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状の失効・取上げの事実がないことの確認 |   |

## 2 データベースの活用を行っていなかった理由

データベースの活用の義務づけを正しく認識せず、データベースと同等の情報が確認できる、官報情報検索ツールの活用をもって、義務を履行していたと誤認していました。

## 3 令和7年7月以降の対応

官報情報検索ツールの活用に加え、義務づけられているデータベースの活用を実施しています。